

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業
環境影響評価方法書についての検討結果報告書

令和4年7月

大阪市環境影響評価専門委員会

はじめに

この報告書は、大阪市環境影響評価条例に基づき、令和4年5月31日に大阪市長から諮問を受けた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価方法書」について、専門的・技術的な立場から検討した結果をまとめたものである。

なお、同方法書については、令和4年5月2日から同年6月1日まで縦覧に供され、併せて令和4年6月15日まで意見書の受付が行われ、環境の保全及び創造の見地からの意見書が28通提出された。本委員会では、当該意見書の内容を含め審議検討を行ったことを申し添える。

令和4年7月27日
大阪市環境影響評価専門委員会
会長 近藤 明

目 次

はじめに

I	環境影響評価方法書の概要	1
1	事業の名称	1
2	事業の種類	1
3	事業の規模	1
4	事業者の名称	1
5	事業計画の概要	1
6	事業の内容	2
7	環境影響要因及び環境影響評価項目	12
8	環境影響評価の実施を予定している区域	15
9	調査、予測及び評価の手法	15
II	検討内容	
1	全般事項	25
2	大気質	30
3	水質・底質	38
4	土 壌	40
5	騒音、振動、低周波音	41
6	電波障害	46
7	廃棄物・残土	48
8	地球環境	50
9	気象（風害を含む）	52
10	動物、植物、生態系	54
11	景 観	60
12	自然とのふれあい活動の場	63
III	方法書に対して提出された意見書の概要	67
IV	指摘事項	75
	おわりに	77

[参 考]

- 諮問文・答申文
- 大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿
- 大阪市環境影響評価専門委員会部会構成
- 大阪市環境影響評価専門委員会開催状況

I 環境影響評価方法書の概要

1 事業の名称

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

2 事業の種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業

(施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに該当)

自動車ターミナル法第2条第4項に規定する自動車ターミナルの新設の事業

(同時に駐車することのできる自動車の台数が1,000台以上である駐車場等を設けるものに該当)

3 事業の規模

計画地面積：約64.2ヘクタール(想定)

駐車台数：約3,200台

4 事業者の名称

大阪IR株式会社

(代表者：代表取締役 エドワード・パウアーズ、代表取締役 高橋 豊典)

5 事業計画の概要

(1) 事業の目的

本事業は、特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。)に基づき、大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、大阪・夢洲において特徴的な建築物などにより来訪者に新鮮な驚きや感動を提供する“WOW”体験と大阪・関西が誇る観光・文化などの魅力が融合した新しい“WOW”を地域に届け、地域とともに創出する“WOW”Nextをビジョンとし、観光先進国の実現に向けて水都として発展してきた大阪の伝統・精神を継承し、あらゆるものを「結ぶ」結節点となる「結びの水都」を開発コンセプトとする大阪IRを整備することで、大阪をはじめ、関西・日本全体の更なる観光及び経済振興の実現をめざすこととしている。

(2) 事業の経緯

2013年12月に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(IR推進法案)が上程されたことを受け、大阪府・大阪市が連携してIR立地準備に取り組むための大阪府市IR立地準備会議が設置された。2014年4月に、大阪府市IR立地準備会議において、「大阪における統合型リゾート(IR)立地に向けて～基本コンセプト案～」が示され、IR立地の候補地として、「夢洲を軸とした大阪市内ベイエリア」が選定された。

2014年10月に、夢洲での国際観光拠点の形成について検討するため、関西経済3団体、大阪府・大阪市で構成する「夢洲まちづくり構想検討会」が立ち上げられ、2017年

2月には、IRを核とした国際観光拠点の形成を実現するための指針である「夢洲まちづくり構想(案)」が取りまとめられた。その後、パブリック・コメントの結果等をふまえて、2017年8月に「夢洲まちづくり構想」が公表された。

2016年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(平成28年法律第115号。)、2018年7月に「IR整備法」が成立したことに伴い、2019年2月には、大阪府・大阪市により、大阪IR基本構想案がまとめられた。

これらの状況を踏まえ、2019年12月に、関西経済3団体、大阪府・大阪市により、国際観光拠点の形成に向けた具体的なまちづくりの方向性を示す「夢洲まちづくり基本方針」が策定されたとしている。

6 事業の内容

(1) 事業の位置

事業計画地は此花区夢洲に位置し、図I-1(p.3)のとおりとしている。

(2) 事業の概要

本事業は大阪市此花区夢洲中一丁目の一部ほか位置する計画地の土地に、会議施設、展示等施設、劇場、ミュージアム、飲食施設、バスターミナル、フェリーターミナル、宿泊施設、カジノ、駐車場、太陽光発電設備を主要な用途とする建築物等を計画するものとしている。

対象事業の内容の概略は表I-1に示すとおりとしている。

表I-1 事業の概要

項目	内容
計画地	大阪市此花区夢洲中一丁目の一部ほか
計画地面積	合計：約64.2ha(想定)
延床面積の合計	約848,000㎡
建築物の最高高さ	約135m
主要用途	会議施設、展示等施設、劇場、ミュージアム、飲食施設、バスターミナル、フェリーターミナル(係留施設を併設)、宿泊施設、カジノ、駐車場、太陽光発電設備
来場想定者数	年間来場者数：約1,987万人、日最大来場者数：約10万人
駐車台数	約3,200台
想定工事期間	2023年度春～夏頃から2029年度夏～秋頃
想定供用時期	2029年度秋～冬頃

(3) 土地利用計画

開発コンセプト「結びの水都」の4つのテーマ「大阪・関西を世界とつなぐ関西ゲートウェイ」、「ここにしかない最高のエンターテインメント」、「未来を創出するイノベーション」、「大阪の発展を象徴する水」に基づき、夢洲のポテンシャルを活かす4つのゾーンを設定し、異なる特徴を有する各ゾーンが他のゾーンと連携し相互作用を誘発するような計画としている。



図 I-1 事業計画地の位置図

(4) 施設配置計画

計画建築物の配置計画は、表 I-2、図 I-2 に示すとおりとしている。

表 I-2 施設一覧（計画概要）

エリア	施設	主要用途
敷地 A	MUSUBI ホテル	宿泊、飲食、物販、駐車
	関西ツーリズム センター	旅客・物資等のバス乗降、観光案内所、物販
	MGM 大阪	宿泊、カジノ、劇場、飲食、物販、店舗、駐車場
	MICE 施設（国際会議施設、展示等施設）	展示、集会、飲食、物販、駐車
	エネルギーセンター	事業地内への電力供給等
結びの庭ゾーン	結びの庭	屋外空間、飲食
敷地 B	関西アート&カルチャーミュージアム・フェリーターミナル	美術鑑賞、飲食、物販、船舶乗降待合い
—	係留施設（フェリーターミナル併設施設）	船舶の入出港、停泊、旅客・物資の船舶乗降等
夢洲 1 区	太陽光発電設備	事業地内への電力供給等



図 I-2 事業計画地内の施設配置図

(5) 緑化計画

四季折々の彩を楽しめるよう、各ゾーンの演出に応じて多様な植物の導入をめざす。落葉樹を主体とした季節感のあるオープンなエリア、常緑樹を主体とし防風機能を備えたエリアなどの様々な水とみどりによる多様な空間の整備を検討する。海辺に位置する立地特性を考慮し、沿岸部では耐塩性を考慮した緑地の整備を検討する。

中央部に配置する「結びの庭」ゾーンでは、植栽面積を可能な限り広く確保することをめざす。また、在来種を基本として地域の生態系へ配慮した緑地整備を検討する。

外周沿道部には一定の植樹帯を整備することで自然環境の連続性の確保や自然再生に努めるとともに、夢洲まちづくり基本方針等を踏まえ、みどりを身近に感じ憩いや安らぎを提供する空間を創出することを検討し、敷地内部の多種多様な緑地を含めた生態系ネットワークの維持・形成をめざすとしている。

(6) 供給処理計画

エネルギーや水処理に関する計画の概要は表 I-3 に示すとおりとしている。

エネルギー計画では、本事業の施設で使用するエネルギーは主に電気及び都市ガスを計画しており、MICE 施設(展示場、集会場)、劇場、ミュージアム、飲食施設、宿泊施設、カジノ等で利用するエネルギー源については極力集中化を図るため、区域内全域に電気供給を行うとともに、敷地 A 全域に熱供給を行うエネルギーセンターを導入してエネルギーの一元管理を行って省エネルギーを促進する計画である。エネルギーセンターにはコージェネレーションシステムや海水熱利用システムといった省エネルギーシステムを導入する計画とされている。他に、夢洲 1 区や MICE 施設等において太陽光発電設備の導入を積極的に行う計画もあるとしている。

表 I-3 供給処理施設計画の概要

施設種類	用途	備考(想定)
海水熱利用システム	供用時の海水熱の利用	最大 6,000 m ³ /h
ボイラー	供用時の各施設への熱供給	・ガス消費量：約 1,000 m ³ /h 〔重油換算：約 1,140L/h〕
自家用発電設備 (コージェネレーションシステム)	供用時の各施設への電力供給	・発電出力が 2 万キロワット未満 ・ガス消費量：約 1,300 m ³ /h 〔重油換算：約 1,482L/h〕
雑排水、厨房排水再利用施設	供用時の排水再利用	最終的には下水管へ放出
雨水再利用施設	供用時の雨水再利用	最終的には下水管へ放出

(7) 交通計画

①施設へのアクセス

施設へのアクセス方法は、表 I-4 に示すとおりとしている。

自動車、鉄道等の交通アクセスに加え、大規模なバス輸送機能、船舶による輸送機能を導入することにより、周辺交通量の増加を極力抑制する計画としている。

また、ICT等を利用した交通情報提供、公共交通利用促進、本事業に伴う資材・物資搬入等の物流の効率化など、総合的な渋滞対策及び交通マネジメントにより、周辺交通への影響を低減させる計画としている。

表 I-4 来場者の施設へのアクセス方法

アクセス方法	輸送機能の内容	配慮事項など
自動車	繁忙期・休日・大規模イベント開催時の自家用車需要に対応する駐車場をIR区域内に確保する。	公共交通機関、シャトルバス等の利用促進及び高速道路の利用促進を図ることで、渋滞回避に努める。
鉄道	大阪メトロ中央線に乗り入れる鉄道新線の駅が、IR区域に隣接して整備される。	関西交通事業者等と連携して、曜日や時間帯等の需要に応じた最適なダイヤグラムを検討する。
バス	バス(シャトルバス等)及び海上アクセス拠点をIR区域内に整備する。	
船舶		

②施設関連車両の走行ルート

施設関連車両の主要走行ルートは図 I-3 (p. 7) に示すとおりであり、阪神高速道路の湾岸舞洲出入口・淀川左岸舞洲出入口まで走行し、此花大橋、夢舞大橋を經由して夢洲の計画地に至る経路を基本とする。

一般道では、北港通等を經由して夢舞大橋から、または咲洲トンネル等を經由して夢咲トンネルから夢洲の計画地に至る経路とするとしている。

③駐車場整備計画

施設内の駐車場については、来場者用の駐車スペース(約3,200台)を設置する計画であり、駐車場位置・台数等は図 I-4 (p. 8) に示すとおりとしている。

④船舶運航計画

事業計画地北側に、浮棧橋(延長:約40m)とその東西にそれぞれ約90mの防波堤(総称して係留施設という)を検討しており、運航先としては、関西国際空港や大阪の臨海部などを想定している。



図 I -3 施設関連車両の主要走行ルート



図 I-4 駐車場の位置・台数等

(8) 工事計画

① 工事工程

本体工事の想定工事工程は表 I-5 に示すとおりとしている。

表 I-5 工事工程 (想定)

年次	1	2	3	4	5	6	7
準備・土工事	■	■	■	■			
建築工事		■	■	■	■	■	■

② 工事用車両の走行ルート

工事用車両の主要ルートは図 I-5 に示すとおりであり、幹線道路や高速道路利用を優先することとし、特定の道路に集中することがないように配慮する。具体的には、主として阪神高速道路と幹線道路を利用し、此花大橋、夢舞大橋及び夢咲トンネルを經由して事業計画地に至る経路を計画している。また、同時期に万博事業やインフラ工事等が集中する場合、調整を行い、走行ルートに車両が集中することがないように配慮する。なお、夢洲内の走行ルートは、今後変更の可能性があるとされている。